

## 私立学校法改正 Q &amp; A（説明会以降）（神奈川県版）

この Q & A は、令和 6 年 2 月 14 日及び 15 日に開催した私立学校法改正説明会以降にお寄せいただいた質問とその回答について、神奈川県所轄法人向けにまとめたものです。

条項のみ記載しているものは、既に提供している寄附行為作成例の資料 3 - 1（幼稚園・幼保連携型認定こども園設置法人）及び資料 3 - 2（小・中・中等教育・高等学校法人・準学校法人）を指します。両方の作成例は同じ条項です。

## 【訂正事項】

○ 既に提供している寄附行為作成例に次の誤りがありました。お詫びして訂正します。

・ 第 19 条第 2 項

（誤） 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 27 条第 2 項・・・

↓

（正） 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 29 条第 2 項・・・

## 【質問事項】

《第 7 条：理事選任機関》

問 1 既に提供されている寄附行為作成例には記載がないが、評議員会と理事会を理事選任機関とすることや理事会のみを理事選任機関とすることは可能であるか。

○ 可能です。

《第 22 条第 2 項：理事会の議事録、第 47 条第 2 項：評議員会の議事録》

問 2 議事録に署名又は記名押印する者は、出席した理事全員（又は出席した評議員全員）及び監事ではなく、議長、出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上（又は出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上）及び監事でも可能であるか。

○ 可能です。

《第 32 条第 5 項：評議員の選任及び解任》

問 3 評議員の選任及び解任に関し法令及び寄附行為で定める事項で足りる場合、評議員選任・解任規程を定める必要はないか。

○ 必要ありません。

### 【譲渡所得非課税措置を受ける場合の寄附行為作成例】

- 文部科学省から示されたものを受けて、資料3-1-A（幼稚園・幼保連携型認定こども園設置法人）及び資料3-2-A（小・中・中等教育・高等学校法人・準学校法人）を提供します。この2つの作成例は、既存の寄附行為作成例と同じ条項です。次の点にご留意ください。
  - ・ 第6条：理事は6名以上、評議員は7名以上としてください。（監事は2名以上で変わりありません。）
  - ・ 第9条（理事の資格及び構成）、第20条1項から第3項（理事会の決議）、第24条（監事の資格）、第33条（評議員の資格）、第37条第3項（評議員会の職務）、第46条第1項、第4項及び第5項（評議員会の決議）並びに第52条（役員及び評議員の報酬）について、既存の寄附行為作成例より変更されています。

《第7条（理事選任機関）関係：譲渡所得非課税措置を受ける場合の寄附行為作成に係る留意点》

問4 譲渡所得の非課税措置を受けようとする場合の寄附行為作成例である資料3-1-A及び資料3-2-Aの第7条（理事選任機関）について、これら作成例にない理事会のみを理事選任機関とした場合でも、譲渡所得の非課税措置の取扱いを受けられるか。

- 横浜中税務署経由で東京国税局に確認したところ、次のとおり回答がありましたので、譲渡所得非課税措置を受けようとする場合の寄附行為の作成を検討されている学校法人におかれましては、御留意くださるようお願いいたします。
  - ・ 理事会のみを理事選任機関とすることのみをもって、譲渡所得の非課税の取扱いが受けられないということはない。実際に譲渡による寄附が行われた場合に、「公正に選任」されているかどうか個々に判断することになる。